最終更新日：2018年6月28日

日本ユニシス株式会社
代表取締役社長　平岡　昭良
問合せ先：法務部企画法務室 TEL：03-5546-4111
証券コード：8056
http://www.unisys.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレート・ガバナンス）が不可欠であり、当社はその構築および維持ならびに不断の改善を行います。また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

［原則1-4　政策保有株式に関する保有方針および議決権行使基準］
当社は、取引先との関係維持・強化により収益基盤の拡大に繋がる等、当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、当該取引先の株式を政策的に保有することがあります。保有後においては、中長期的視点での当社の事業戦略との整合性や経済合理性等を考慮し、毎年保有の意義を検証しています。
政策保有株式の議決権については、投資先企業の株主価値ひいては当社の企業価値向上の観点から、議案ごとに内容を精査した上で賛否を判断し、全ての議案に対し、自ら議決権を行使しています。

［原則1-7　関連当事者間取引を行う場合の手続き］
1)当社の取締役または執行役員の利益相反取引については、法務部門をはじめとする関連部署によるチェックを行ったうえで、取締役会の承認を得ることとし、取引結果を取締役会に報告することとしています。
2)上記のほか、当社と主要株主との取引については、予め定めた基準にもとづき、取締役会への報告または承認を得ることとしています。

［原則3-1(i)　経営理念等や経営戦略、経営計画］
■企業理念
当社は、日本ユニシスグループが担う社会的な責任を踏まえ、経営の基礎となる企業理念を次のとおり定めています。
・わたしたちが社会に果たすべきこと
　すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します
・わたしたちが目指すこと
　社会の期待と要請に対する感性を磨き、そのためにICTが貢献できることを考え抜く集団になります
・わたしたちが大切にすること
　1.高品質・高技術の追求
　　社会に役立つ最新の知識を有するとともに、技量を高めます
　2.個人の尊重とチームワークの重視
　　相手の良い点を見いだし、それを伸ばすことを奨励し合い、互いの強みを活かします
　3.社会・お客様・株主・社員にとり魅力ある会社
　　ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます

■中期経営計画
当社は中期経営計画を策定しており、2018-2020年度の日本ユニシスグループ中期経営計画「Foresight in sight 2020」を、以下の当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。
http://www.unisys.co.jp/com/foresight _ in _ sight _ 2020.html
その概要は以下のとおりです。
中期経営計画では、「顧客・パートナーと共に社会を豊かにする価値を提供し、社会課題を解決する企業」として、業種・業態の垣根を越え、さまざまな企業をつなぐビジネスエコシステムを創る中核となり、デジタルトランスフォーメーションを実現するプラットフォームの提供企業となることを目指しています。
中期経営計画の成長戦略として、社会課題に対する解決が期待され、中長期的成長が見込まれる市場において、顧客・パートナーと共に日本ユニシスグループのアセットが活用できる領域を注力領域として定め、経営リソースを集中していきます。ビジネス戦略パートナーとして顧客の付加価値向上を目指す更なる関係性の強化や、ビジネスエコシステムによる価値創造を支えるプラットフォーム提供力の強化を進めます。
加えて、これらの成長戦略を支える企業風土・人財改革と、投資戦略を推進していきます。

［原則3-1(ii)　当社におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方および基本方針］
■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書の「1　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

■コーポレートガバナンスに関する基本方針については、「コーポレートガバナンスおよび内部統制原則」として定め、以下の当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。
http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf

【原則3-1(iii) 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a)固定的な月額報酬、b)親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、およびc)株式報酬型ストックオプションによる業績連動型報酬により構成しています。なお、社外取締役など非業務執行取締役の報酬については、業績との連動は行わず、固定的な月額報酬のみを支給しています。
具体的な報酬額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。

【原則3-1(iv) 取締役候補者および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】
■取締役候補者
執行役員を兼務する取締役候補者については、高いモチベーションおよび倫理観を備え、当社の経営を的確かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有している者を選定します。また、社外からの取締役候補者については、豊富な経営経験や専門知識等を有し、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言および監督を行うことができる者を選定します。
取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会で策定する選定基準、選定プロセスに基づき、同委員会で候補者を選定し、その答申内容を踏まえ、取締役会にて決定します。

■監査役候補者
監査役候補者については、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行の監査を遂行することができる知識および経験を有し、かつ高い倫理観を有している者を選定するものとし、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会で策定する選定基準、選定プロセスに基づき、同委員会で候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定します。なお、監査役のうち少なくとも1名は、財務、会計に関する適切な知見を有している者を選任します。

【原則3-1(v) 取締役候補者および監査役候補者の個々の選任理由】
取締役候補者および監査役候補者の個々の選任理由につきましては、株主総会招集通知の参考書類に記載していますので、以下のURLをご参照ください。
http://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html

【原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
当社の取締役会は、経営の基本方針、その他経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役および執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行う役割を担っています。そのため、取締役会においては、法令および定款に定めるもののほか、社外取締役も含めた多面的な観点からの検討が必要な事項について、審議を行っています。また、取締役会の決議事項・報告事項以外の事項については、当社経営会議規程、稟議規程、商内決裁規程などの社内規程により、各事案の重要性に則した決定権限の委譲を行い、迅速かつ効率的な意思決定を図っています。

【原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】
当社では、最高経営責任者の選定プロセスの透明性を確保するため、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において、最高経営責任者の後継者に関する計画（サクセッション・プラン）を審議し、取締役会に報告しています。
当社のサクセッション・プランでは、最高経営責任者に求められる重要な資質として、真摯さ（integrity）をベースとし、これに加え、先見性・ビジョン構築力（foresight）、洞察力・本質を見抜く力（insight）、決断力（determination）、改革力（innovation）、情熱・発信力（passion）、実行・完遂力（execution）、多様性の受容・適応力（diversity & inclusion）の7つの項目を重要なコンピテンシとして定めています。

【原則4-9 社外役員の独立性に関する判断基準】
当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

■社外役員の独立性に関する判断基準
当社は、会社法にもとづく社外取締役および社外監査役（以下併せて「社外役員」という）のうち、東京証券取引所の独立性基準を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者を独立性を有する社外役員と判断する。

(1) 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
(2) 当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者（※1）
(3) 当社が多額の借入れ（※2）をしている金融機関の業務執行者
(4) 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益（※3）を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
(5) 当社またはその子会社から多額の寄付等（※4）を受けている法人・団体等の業務執行者
(6) 上記(1)から(5)のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
(7) 以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・上記(1)から(5)のいずれかに該当する者
・当社の子会社の取締役および業務執行者

※1「当社もしくはその子会社の主要な取引先」に該当するか否かは、当該取引先に対する売上高が、直近事業年度の当社連結売上高の2%を超えるかを目安として判断する。
「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」に該当するか否かは、当社またはその子会社に対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%または1000万円のいずれか高い方の額を超えるかを目安として判断する。

※2「多額の借入れ」に該当するか否かは、借入額が当社の直近事業年度末の総資産の2%を超えるか否かを目安として判断する。

※3「多額の報酬その他財産上の利益」に該当するか否かは、直近事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近事業年度の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益

を当社またはその子会社から受け取っているか否かを目安として判断する。

※4「多額の寄付等」に該当するか否かは、当社またはその子会社から年間1,000万円または当該法人・団体等の直近事業年度の年間総費用の2%のいずれか高い方の額を超える寄付等を受けているか否かを目安として判断する。

【原則4-11-1 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
取締役会は、複数名の社外取締役を含む多様で豊富な経歴や知見を有する取締役にて構成するとともに、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持しています。また、経営環境の変化に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としています。

【原則4-11-2 取締役および監査役の他社役員兼任状況】
社外取締役および社外監査役による他の上場会社役員の兼任状況については、有価証券報告書（http://www.unisys.co.jp/invest-j/ir/sr.html）および本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項 【取締役関係】および【監査役関係】会社との関係（2）」に記載しています。また、取締役である杉本登志樹氏、および監査役である橋本博文氏は、大日本印刷株式会社の常務執行役員を兼任しています。

【原則4-11-3 取締役会の実効性の評価】
当社では、持続的な企業価値向上のためには、取締役会がその機能を十分発揮し、業務の適正性を確保するなどガバナンスの強化を図ることが重要であると認識しており、2015年度より自己評価を実施して、取締役会の実効性の向上に努めております。
2017年度の評価に際しましては、2018年度から始まる新中期経営計画期間において、ビジネスモデルの変革を加速させることを踏まえ、今後の当社にふさわしいガバナンス体制を模索するという観点から、外部コンサルタント（注）の支援のもと、取締役会の実効性評価を実施しました。
（注）外部コンサルタントとして、ボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社（以下BR社）を起用。

1．評価方法
BR社が、以下の内容の質問票を取締役会メンバーである全取締役および全監査役に配布、回答内容を分析するとともに、質問票の回答内容をもとに、全取締役および全監査役に個別にインタビューを実施、報告書に取り纏めました。取締役会は、この報告書をもとに、取締役会の現状・改善点等を把握し、今後の取締役会のあり方につき審議・評価いたしました。
(1)質問票
対象者：全取締役（9名）および全監査役（5名）
回答方式：無記名（全65問）
評価項目：①取締役会の役割・機能、②取締役会の規模・構成、③取締役会の運営状況、④指名・報酬委員会の構成と役割、⑤指名・報酬委員会の運営状況、⑥社外取締役に対する支援体制、⑦監査役の役割・監査役に対する期待、⑧投資家・株主との関係、⑨当社のガバナンス体制・取締役会の実効性評価、⑩自己評価
(2)インタビュー
対象者：全取締役（9名）および全監査役（5名）
回答方式：BR社による個別面談

2．評価結果
質問票およびインタビューの結果をもとに、取締役会にて審議した結果、評価項目に関しては、総じて高い評価となっており、特に、「取締役会の規模・構成」、「取締役会の運営状況」については、取締役会メンバーの知識・経験・専門性のバランスが取れていること、常にオープンで活発な議論が行われており、中長期的な経営方針・戦略の議論も十分なされていることを確認いたしました。
また、投資家・アナリストの当社に対する評価についても、執行側から取締役会に十分な情報提供がなされていると判断いたしました。
一方、検討・改善の必要がある項目として以下の指摘がありました。
(1)外部環境が激しく変化する中で、ビジネスモデルの変革を推進していくには、リスクとリターンの評価等につき、これまで以上に踏み込んだ議論をする必要があり、今後社外取締役の構成について検討することが望ましい。
(2)CEOをはじめとする経営陣幹部、および社外取締役のサクセッションプランの明確化を図る必要がある。
(3)上程議案に関し、取締役会で十分な議論を促すための社外取締役への事前の情報共有や論点の明確化にさらなる工夫の余地がある。
(4)社外取締役同士、また監査役と社外取締役の連携強化のための施策につき検討を要する。

3．2018年度の対応方針
上記の自己評価および指摘を踏まえて、取締役会で議論した結果、2018年度は以下に取り組むことで、当社のガバナンス体制のさらなる強化を図ることといたしました。
(1)今後の当社における取締役会の役割・機能のあるべき姿につき再確認した上で、社内・社外取締役の選解任基準を明確化する。
(2)CEOをはじめとする経営陣幹部のサクセッションプランにつき、今後さらに具体的に検討する。
(3)上程議案に関し取締役会で十分な議論を促すため、すでに実施している議題の事前説明に加え、経営会議での議論のより詳細な内容について社外取締役と共有する。
(4)社外取締役同士、また監査役と社外取締役の連携強化のため、情報交換の機会をさらに増やす。

【原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニングの方針】
1) 当社は、社外取締役および社外監査役に対し、その就任時および就任後も適時に、当社グループの事業内容、財務状況、組織体制および経営課題等について、経営陣または関係部署より説明を行うなどして、十分な理解を得られるよう努めています。
2) 当社は、取締役および監査役がその役割および責務を十全に果たすために必要となる、業界・技術動向、財務・法務戦略等に関して、外部の専門家による研修等の機会を設け、その研鑽を支援しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
1.基本的な考え方
当社は、株主、投資家のみなさまに適時、適切な情報をお届けするために、社長およびＣＦＯが中心となり、積極的なIR活動を行っています。
2.IR体制
専任のIR担当部署を設置しており、関連部署およびグループ各社等と適宜情報交換を実施することにより、適切な情報開示を行うための連携体制を整えています。
3.対話の方法
株主・投資家との対話の機会として、決算説明会、事業説明会、施設見学会等を実施し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めています。

4.フィードバック体制
株主・投資家からいただいた意見および懸念事項については、経営陣幹部および取締役会に対し適宜フィードバック等を実施しています。
5.インサイダー情報の管理
決算発表前の情報漏洩を防止し、公平性を確保するために、決算発表前の一定期間を沈黙期間として設定し、この期間は決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。また、「インサイダー取引管理規程」を制定し、インサイダー情報の漏洩防止に取り組んでいます。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本印刷株式会社	20,727,410	20.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,104,100	10.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,507,200	6.48
農林中央金庫	4,653,800	4.63
GOVERNMENT OF NORWAY	2,571,600	2.56
三井物産株式会社	2,448,509	2.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,381,400	2.37
日本ユニシス従業員持株会	1,983,575	1.97
ANAホールディングス株式会社	1,794,400	1.78
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 380578	1,662,900	1.65

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．「大株主の状況」は2018年3月31日現在の状況を記載しています。なお、上記の他、当社は自己株式9,340,521株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.51%)を保有しています。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。
3．2018年2月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書No.3において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社ならびにその共同保有者であるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドが2018年2月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨が記載されていますが、当社として2018年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。
・シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社　保有株券等の数：4,103,000株　株券等保有割合：3.74%
・シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド　保有株券等の数：241,500株　株券等保有割合：0.22%
・合計　保有株券等の数：4,344,500株　株券等保有割合：3.96%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

大日本印刷株式会社は、当社株式20,727,410株（議決権所有割合：20.67%、2018年3月31日現在）を所有する当社の主要株主です。
当社は、大日本印刷株式会社との間で、2012年8月9日付で、クラウド事業、新プラットフォームサービス事業およびマーケティング・販売連携の各分野における業務提携を内容とした「業務提携等に関する契約」を締結しています。
当社の取締役9名のうち1名、および監査役5名のうち1名は、大日本印刷株式会社の常務執行役員を兼務しています。
当社は、その事業活動や経営判断にあたり、企業価値の向上および株主全体の利益を追求する自らの経営判断を行っており、独立性を有しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川田　剛	税理士											
薗田　綾子	他の会社の出身者											
佐藤　智恵	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川田　剛	○	―――	川田氏は、税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を有しておられることから、当社の経営に対しこれらを活かした助言をいただくこと、および社外の客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。

薗田　綾子	○	―――	薗田氏には、長年にわたりCSRや環境経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かして、今後の当社経営に多角的な視点でアドバイスいただくことを期待して、引き続き社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。
佐藤　智恵	○	―――	佐藤氏は、作家として米国経営大学院に関わる著書を多数執筆し、株式会社ボストンコンサルティンググループにおいて経営戦略コンサルタントとして活躍されるなど、経営について豊富な経験、知見を有していることから、当社が推進するビジネスモデル変革に対し、客観的・専門的見地から実効性のある助言、サポートをしていただくことを期待し、引き続き社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	3	1	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬委員会は、当社役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問委員会として設置しています。
指名・報酬委員会の役割は以下のとおりです。
1) 当社の取締役および監査役候補者の選定ならびに執行役員の選任に関して、その選定・選任基準および選定・選任プロセスならびに具体的な人事案につき検討・提言を行う。
2) 当社の取締役および執行役員の報酬に関し、報酬体系のあり方ならびに報酬基準および報酬決定プロセスにつき検討・提言を行う。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した当社社内組織として、内部監査部を設置しています。
監査役、会計監査人、内部監査部の連携状況は以下のとおりです。
・内部監査部、監査役（社外監査役を含む。以下同じ。）、会計監査人は、三様監査連絡会を開催し、各種意見交換を行っています。
また、それぞれ随時意見交換を実施しています。
・監査役は、監査役会の定める監査計画に関し、内部監査部と意見交換を実施しています。
・会計監査人は、監査計画に関する説明会および監査に関する報告会を実施し、監査役、内部監査部等に報告、意見聴取を行っています。

・会計監査人は、会計監査人による支社店および子会社への往査に関する報告会を実施し、監査役に報告、意見聴取を行っています。
・内部監査部は、監査計画の策定時に、監査役より助言を得ています。
・内部監査部の監査計画および監査結果は、社外取締役、監査役が出席する取締役会において報告されています。
・内部監査部が実施する講評会に、監査役が出席し、報告を受けるとともに意見を述べています。
・内部監査部は、内部統制部門の活動状況を確認し、監査を実施しています。
・内部監査部は、会計監査人の要請に応じ、監査結果を開示しています。
・社外取締役、監査役が出席する取締役会において、内部統制システムの運用状況につき、報告がされ、必要に応じ見直しがなされています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内山　悦夫	他の会社の出身者							△						
古城　春実	弁護士													
矢内　訓光	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内山　悦夫	○	内山氏は、当社の主要取引先・主要借入先である農林中央金庫のご出身ですが、同金庫を2009年6月に退職して9年が経過しています。また、同金庫のグループ会社を2014年6月に退職して4年が経過しています。	内山氏は、金融機関における長年の業務経験や、財務および会計に関する相当程度の知見ならびに経営者としての幅広い見識を有しており、平成26年6月の就任以来、当社の経営全般に対する的確な監査をいただいていることから、引き続きこれらの知見を活かしていただくことを期待して、社外監査役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。
古城　春実	○	―――	古城氏は、弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知識や経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただけると考え、社外監査役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。

矢内　訓光	○	―――	矢内氏は、公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験とグローバルに活躍された知見・経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただけると考え、社外監査役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・当社の取締役（非業務執行取締役を除く）の賞与について、東証コーポレートガバナンス・コードの制定を受け、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うとともに、取締役の年度業績に対する責任を明確にすべく、2017年3月期より、親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする業績連動型賞与を導入しました。
・上記に加え、当社および主要子会社の取締役（非業務執行取締役を除く）および執行役員（以下、適用対象者）に対する報酬に関し、連結業績との連動性を明確にし、株価を通じたメリットやリスクを株主の皆様と共有することで、継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2012年度に導入した、「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。2019年3月期の「業績連動型報酬制度」の概要は以下のとおりです。
(1)適用対象者に対する報酬の一部（職位にかかわらず一律10%）については、現金での支給から移行し、株式報酬として新株予約権を付与する。
(2)適用対象者に付与された新株予約権については、2019年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益が期初計画どおりに達成され、かつその他条件が満たされた場合を100%として計画達成率を算出し、達成率に応じて、行使できる新株予約権の数を0～200%の範囲内で変動させる。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

1．グループ一丸となった業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の増大を図ることを目的として、2003年度から2009年度まで、当社および当社連結子会社の取締役、執行役員および従業員に対してストックオプションを付与していました。
2．2012年度より、当社グループ業績の成否に重要な役割を担う以下の対象者に対して、「業績連動型報酬制度」の考え方に基づき、株式報酬型ストックオプションを付与しています。
・当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および執行役員
・当社連結子会社のユニアデックス株式会社の取締役（非業務執行取締役を除く）および執行役員

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）に係る取締役の報酬等の総額は、288百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続は以下のとおりです。

a. 取締役の報酬等について
取締役の報酬は、業績連動を重視し、世間水準、従業員給与とのバランスを考慮のうえ、職責に見合った報酬を支給することを原則とし、a)固定的な月額報酬、b)親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与、およびc)株式報酬型ストックオプションによる業績連動型報酬により構成しています。なお、社外取締役を含む非業務執行取締役については、固定的な月額報酬のみを支給しています。
具体的な支給額については、株主総会において決議された金額を上限として、独立社外取締役が参画する指名･報酬委員会において審議し、取締役会にて決定します。
･月額報酬は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しています。
･取締役賞与は、2016年6月28日開催の第72回定時株主総会において、総額年1億円を上限とし、当面の間は、親会社株主に帰属する当期純利益の0.5%を支給基準とする旨決議しています。

b. 監査役の報酬等について
独立した立場からの監査の実効性を確保するため、監査役の報酬等については、業績との連動は行わず、監査役の協議により固定報酬である月額報酬につき決定しています。
監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会に付議する重要事項等につき、資料の事前配布を行うとともに、当該事項の主管部等が適宜説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等 更新

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件（常勤･非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数 更新	0 名

その他の事項 更新

･当社は2018年6月27日開催の定時株主総会終結のときをもって、相談役制度を廃止するとともに、顧問制度を見直しました。新制度においては、代表取締役社長退任者に対し、指名･報酬委員会および取締役会の承認を得ることを条件として、退任後2年間、当社グループにとって重要な対外活動等に従事する目的で顧問を委嘱することとしております。なお、顧問が当社経営上の意思決定に関与することはありません。
･顧問は非常勤とし、指名･報酬委員会内規にて定められた報酬額を支給します。
･現在、顧問はおりません。

2. 業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しています。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート･ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築し、維持しています。

a. 取締役会
取締役会は独立社外取締役3名を含む取締役9名（うち女性2名）で構成され、原則として毎月開催しています。
取締役会では、会社の重要事項等の決定および重要な報告がなされています。また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としています。
また、当社役員の人事および報酬に関する事項を審議･答申するため、取締役会の諮問機関として、少なくとも1名の独立社外取締役を含む複数名の取締役により構成される「指名･報酬委員会」を設置しています。

b. 監査役会
監査役は独立社外監査役3名を含む5名（うち女性1名）で、そのうち2名は常勤監査役として執務しています。
各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しています。なお、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、監査役室員（専任者1名および兼務者1名）が監査役の職務遂行を補佐しています。

c. 会計監査人
当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けています。

d. 業務執行体制
･経営会議
業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、代表取締役、執行役員を兼務する取締役、および常務執行役員を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っています。

・内部監査部
グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した当社社内組織として、内部監査部を設置しています。
・各種委員会
取締役の業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会（ビジネス審査委員会、投資委員会、情報システム投資委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会・事業継続プロジェクト、総合セキュリティ委員会）を設置しています。
・執行役員制度・業務執行役員制度
経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を可能とするべく、執行役員制度および業務執行役員制度を採用し、適切な範囲で権限委譲を行っています。
・稟議制度
経営上重要な案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、担当役員および関係役員の合議、意思決定機関（委員会）または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営しています。

なお、当社は業務執行取締役等でない取締役全員および監査役全員との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。
取締役会につきましては、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した執行役員を兼務する取締役（5名）を中心とし、そこに、豊富な企業経営経験等を当社の経営に活かしていただくこと、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行っていただくこと、実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社外より4名の取締役（うち社外取締役は3名）を選任しています。これにより、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月27日開催の第74回定時株主総会についての招集通知を、株主総会開催日の22日前に発送するとともに、当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイト等において発送前開示を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は集中日以外に設定しています。2018年度の株主総会については、集中日の前日の6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定するウェブサイトをご利用いただくことによって、パソコンまたはスマートフォンからインターネットによる議決権の電子行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は2007年6月開催の第63回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は株主総会招集通知の英訳版を提供しています。
その他	株主総会のビジュアル化、招集通知の電子化、当社ホームページへの招集通知および決議通知の掲載を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社外向けWEBサイト（http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/dp.html）にて公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しています。 2018年3月期については、以下のとおり開催しています。 (1) 2018年3月期第1四半期決算説明会（電話会議） 開催日：2017年8月1日、参加数：37名 説明者：代表取締役専務執行役員（CFO） (2) 2018年3月期第2四半期決算説明会 開催日：2017年11月6日、参加数：31名 説明者：代表取締役社長 (3) 2018年3月期第3四半期決算説明会（電話会議） 開催日：2018年2月1日、参加数：44名 説明者：代表取締役専務執行役員（CFO） (4) 2018年3月期決算説明会 開催日：2018年5月9日、参加数：42名 説明者：代表取締役社長	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、統合報告書、ファクトブック、決算説明会資料、中期経営計画説明会資料、株主総会招集通知、決議通知、株主通信等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：財務部IR・CSR室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとし、株主･投資家、顧客、パートナー、従業員、地域社会等すべてのステークホルダーに配慮し、信頼関係を構築することをめざした対話に努めています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動については、グループ会社を含む全事業所の環境マネジメントシステム（EMS）に関する国際規格ISO14001の認証を取得しています。 「ICTが地球のためにできること」を環境活動におけるスローガンとし、ICT企業として環境負荷の低減、資源の有効利用や、持続可能な社会の形成に寄与したいと考えています。事業活動を行ううえで電気や紙の使用量の抑制や3R（リデュース、リユース、リサイクル）促進に努めるとともに、可能な限り環境負荷の少ないシステム構成品や備品などを購入する「グリーン調達」を行っています。 また、環境配慮型、省エネルギーのデータセンターでのアウトソーシングサービスの提供、充電インフラシステムサービスの提供など、当社グループが提供するICTソリューションを通じて、環境負荷を軽減させるビジネスモデルの創出に努め、お客様の事業活動における業務効率改善や環境負荷削減にも貢献しています。 CSR活動については、企業理念を「すべての人たちとともに人と環境にやさしい社会づくりに貢献します」としており、この企業理念を実現し、社会の持続可能な発展に貢献するとともに、企業として持続的成長サイクルを実現し、サステナブルな企業を目指します。 社会課題を解決し社会に価値を提供する事業を通じた貢献と、社会的責任のガイダンス規格ISO26000を参照した社会の期待と要請に応える取り組みを進めており、重点的に取り組むべき「マテリアリティ（CSR重要課題）」を特定し、2017年度から、目標を定め推進しています。 また国連グローバル･コンパクトに署名し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関する基本10原則の実現に向け、努力を継続しています。 CSR活動の個々の取り組みの詳細につきましては、社外向けWebサイト（http://www.unisys.co.jp/csr/）で報告しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにもとづき、IR活動等を通じてステークホルダーとのコミュニケーションを促進しています。
その他	【女性の登用に関する現状や登用促進に向けた取り組みについて】 ビジネスエコシステムの創出には多様な人財が不可欠であるという観点から、中期経営計画においてもダイバーシティ推進は重要な改革の1つと位置づけています。まず2007年度に女性を始めとする多様な人財が生産性高くワークライフバランスを取りながら活躍する環境作りに取り組み、全社員を対象として、法定を上回る産休･育休制度、短時間勤務制度、介護･看護休暇、在宅勤務制度等を整備しました。その後も復職する社員対象のセミナーや育休前後のキャリア面談等、きめ細かい支援施策を拡充しています。その結果、育児休職からの復職率はほぼ100%となり（95%以上を10年以上継続中）、男性社員の育児休職取得率も2017年度に17%を超え、ワークライフバランスのとれた環境となっています。2016年度より取り組んでいる働き方改革による多様な働き方（全社員を対象としたテレワーク、サテライトオフィス等）もこのような環境醸成を後押ししています。 また女性社員の活躍と登用を更に推進するため採用の拡大を図っており、2018年度の新入社員の内約48%が女性です。キャリア形成と登用促進を目的とした女性社員の階層別育成（管理職候補･中堅･若手）に積極的に取り組み、女性管理職比率は2020年までに10%とする計画の下、2016年度の4.8%から2018年度は6.5%に上昇し、順調に成果を出しています。 なお、当社の取締役9名のうち2名、監査役のうち1名が女性であり、2018年には女性プロパー社員から初の業務執行役員が就任しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループでは、経営の効率性および透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、内部統制の4つの目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」が円滑かつ有効に機能するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めています。

a. 業務の有効性および効率性の向上

当社グループでは、中期経営計画を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。

・中期経営計画の達成に向けた事業戦略および利益計画を策定し、四半期ごとの経営レビューにて、進捗状況の確認、評価を行っています。

・経営会議および各種委員会にて、業務執行の重要事項について、意思決定を行うとともに、事業部門に適切な権限の委譲を行うことにより、迅速な業務執行を図っています。

・商品やサービスの提供および資本参画等の事業投資に係る投資の効率性を確保するため、投資委員会にて、商品やサービスの事業計画の妥当性および資本参画等の事業投資の妥当性等について審議、評価を行っています。また、サービスビジネスの採算性を確保するため、ビジネス審査委員会にて、重要なシステムサービス案件等の実施計画の妥当性等について審議、評価を行っています。

b. 財務報告の信頼性確保

当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「NULグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、経営者・社員が遵守、実践しています。

・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO)の統括のもと、財務報告に関わる内部統制担当部署を定め、業務執行部署における整備作業を支援すると共に、整備・運用状況を評価しています。評価結果は都度、業務執行部署から経営者に報告され、経営者がその有効性を確認しています。なお、不備等を発見した場合は、業務執行部署が速やかに改善を行っています。

・当社グループでは、適正な財務報告が企業の社会的責任であることを常に念頭に置き、財務報告の虚偽につながる不正や誤りが生じないよう内部統制担当部署が作成するe-ラーニング（内部統制を正しく理解するために）を毎年実施するなど、内部統制の浸透を図っております。

c. 事業活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）

当社グループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」、「グループ・コンプライアンス基本規程」および「日本ユニシスグループ役職員行動規範」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。

この実現のため、当社グループでは、「コンプライアンス委員会」を設置し、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図っています。そして、コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、当社グループ各社の全役職員に対して、eラーニングや研修会等の実施によるコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発活動を実践しています。

また、コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定しています。さらに、コンプライアンス委員会および監査役への直接の報告・相談ルート（ホットライン）を確立するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じています。

d. 資産の保全（リスク管理）

当社グループでは、事業活動を行う上で、様々なリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより資産の保全を図っています。

このため、当社グループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しています。

リスク管理委員会では、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しています。現在、情報管理関連リスク、システム開発関連リスク、災害・事故関連リスクなど約130項目のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会等が管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を立案し対応しています。

万一の重大リスク発生時には、発生部署または委員会等からリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「リスク対策会議」または「リスク対策本部」を設置し的確に対処する体制を敷いています。

なお、地震や新型インフルエンザ等による事業継続リスクについては、リスク管理委員会委員長を本部長とする「事業継続プロジェクト」にて、安全確保、社内業務復旧、顧客対応の各観点から事業継続計画（BCP）の策定と継続的な見直し・改善を実施しています。

事業継続プロジェクト本部長は、有事の際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、事業継続のための活動を開始します。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況については、グループ会社の自律経営を原則としたうえで、当社ならびにグループ会社の経営効率の向上および経営理念の統一化を図りグループとしての発展を遂げるために制定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社毎に設けた主管部署を通じて、親会社としての適切かつ実効的なグループ会社管理を行っています。

また、子会社・関連会社に対し、当社から取締役および監査役を派遣し、派遣先会社の取締役の職務執行を監督しています。

以上のほか、会社法に則り、「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）」を取締役会で決議し、社外向けWEBサイト（http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf）にて開示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、断固として対決していきます。

2．整備状況

・「反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする」ことを上記「業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）」（http://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf）に定めています。

・当社が反社会的勢力と取引関係を持たないために、取引担当者による確認と審査部署による審査を並行して行う審査体制をとっています。

・反社会的勢力との取引の事前防止のため、および事後に取引先が反社会的勢力と判明した場合の取引遮断を容易にするために、当社の標準契約書に暴力団排除条項を導入しています。

・取引先が反社会的勢力と判明した場合は、対策本部を設置し、速やかに反社会的勢力との取引を遮断します。

・対応事例をコンプライアンスガイドに記載し、従業員への周知を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策を導入していません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制について】
当社のコーポレート・ガバナンス体制は、【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】のとおりです。

【適時開示体制について】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．会社情報の適時開示についての基本方針
日本ユニシスグループでは、東京証券取引所の有価証券上場規程等における適時開示に関する規定（以下「適時開示規定」といいます）に則り、CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)を情報取扱責任者として定めるとともに、内部情報の管理および開示に関する社内規程に従い、以下のとおり子会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等（以下、「重要事実」といいます）の適時開示を図っています。また、このほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、積極的かつ公平に開示しています。

2．当社に係る情報
(1) 決定事実に関する情報
・重要な決定事項については、取締役会（原則月1回開催）または代表取締役、執行役員を兼務する取締役、および常務執行役員により構成される経営会議において決定しています。
・決定された重要な事項については、適時開示規定に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっています。

(2) 発生事実に関する情報
・当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに広報部および法務部へ連絡しています。
・発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、広報部および法務部は情報取扱責任者に報告のうえ、速やかに開示手続きをとっています。

(3) 決算に関する情報
・決算に関する情報については、広報部および法務部等の関連部署は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっています。
また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっています。

3．子会社に係る情報
各子会社に係る重要な情報については、各子会社を管理する主管部が速やかに当社広報部および法務部へ連絡し、開示が必要となる場合には、広報部および法務部が速やかに開示手続きをとっています。

※上記2および3において、重要事実に該当するかどうか疑わしい場合は、関連部署の協議に基づき情報取扱責任者がこれを決定しています。
※金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システム（EDINET）を通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を関東財務局宛てに提出しています。

4．重要事実の開示手続き
情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署は協議のうえ、速やかに当該重要事実を開示しています。
なお、重要事実の開示は広報部が行い、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム（TDnet）、当社ホームページ、東京証券取引所兜倶楽部における資料投函、記者会見等により開示しています。
また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、広報部を中心に対応しています。

【 コーポレート･ガバナンス及び内部統制の体制模式図 】

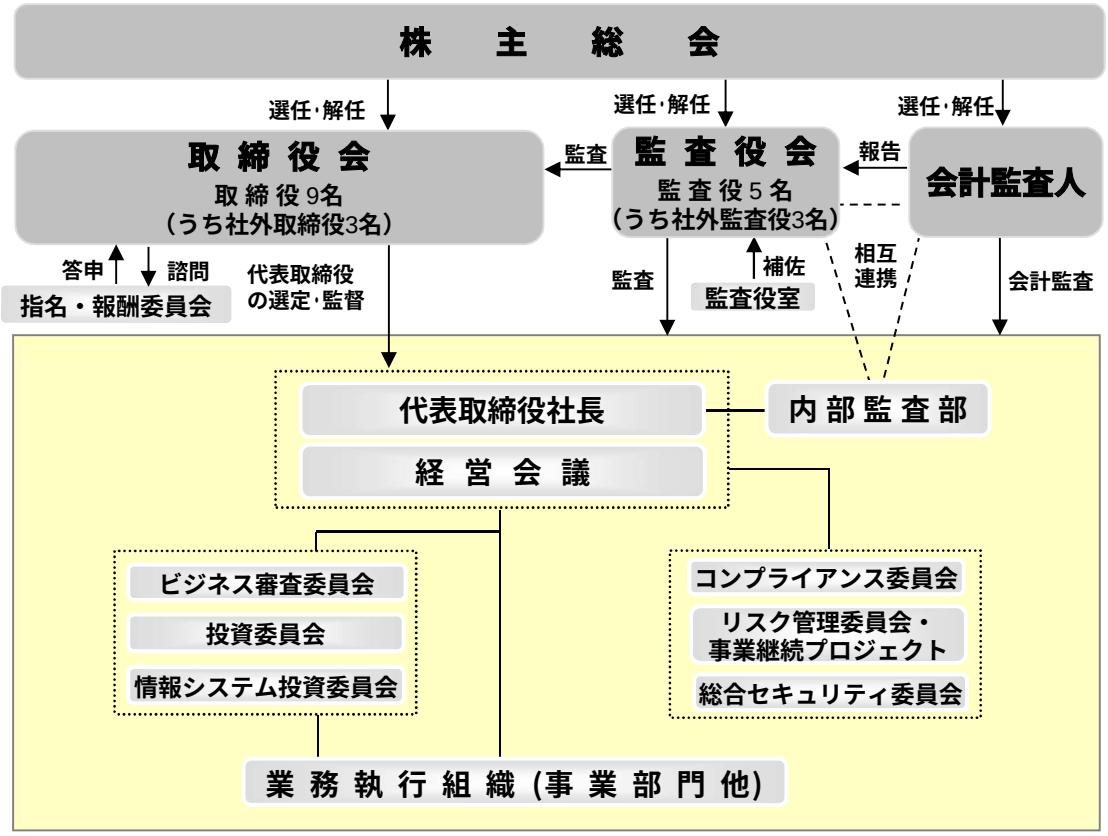

【 適時開示体制の概要模式図 】

